

「団体総合就業不能保障保険」の発売について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2019年1月1日から、「団体総合就業不能保障保険」を発売します。

「団体総合就業不能保障保険」は、ケガや病気で働けない状態（就業不能状態）となった場合に、毎月の生活費を保障します。従来、当社団体保険で取り扱いがなかった、精神障害に対する就業不能状態の保障やLINEアプリを通じたサービス、さらに、従業員等が自助努力で保険料を負担する任意加入型などが加わった新しい団体保険です。

企業・団体の福利厚生制度として、本商品を導入いただくことで、従業員等の入院・自宅療養が長引くことによる収入減少や生活費の不足を毎月の給付金でサポートし、職場への復帰を応援します。

特長 1. 入院または自宅療養が継続している間、毎月給付金をお支払いします

- ・入院や自宅療養（*1）による就業不能状態が、不支給期間（*2）を超えて継続している間、毎月給付金をお支払いします。

New

特長 2. 特約を付加することで、精神障害や不支給期間の支出増加に備えられます

- ・特定精神障害給付特約を付加することで、所定の精神障害（*3）もお支払いの対象となります。
- ・初期支援給付特約を付加することで、不支給期間の支出増加に備えることができます。

New

特長 3. LINEアプリ等を活用した早期職場復帰支援サービスをご用意しています

- ・専門資格を持つ相談員が、障がいやメンタルヘルスに関する悩みにお応えします。メンタルヘルスに関する相談は、LINEアプリを通じた新しいサービス（*4）です。

New

特長 4. 任意加入型も取り扱い、企業・団体のニーズに幅広くお応えします

- ・企業・団体が保険料を負担する全員加入型だけでなく、従業員等が保険料を負担する任意加入型にも対応します。

当社は、今後も引き続き、お客さまへ「確かな安心を、いつまでも」お届けするために、「お客さま志向の商品」の充実に取り組んでまいります。

（*1）自宅療養とは、ケガや病気により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます

（*2）不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以降、就業不能給付金または特定精神障害給付金のお支払いの対象とならない期間であり、20・30・40日のいずれかを選択いただきます

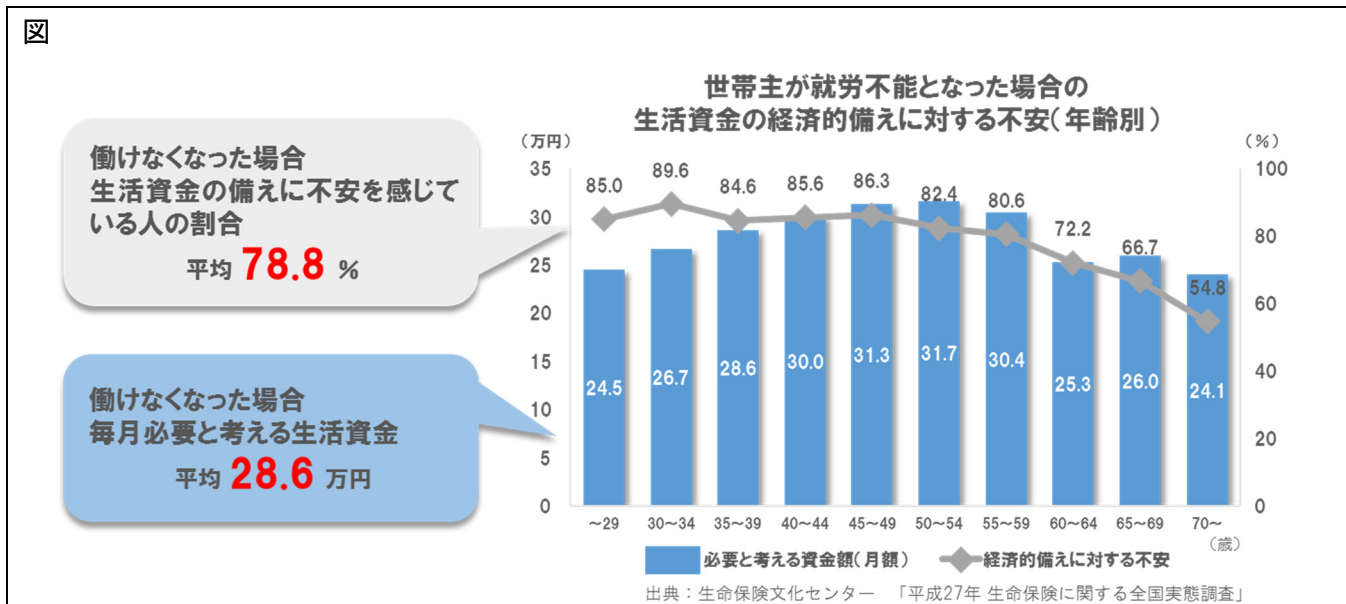
（*3）所定の精神障害とは、当社が定める精神障害です。詳細は当社までお問い合わせください

（*4）LINEアプリを通じた相談は、特定精神障害給付特約を付加した契約で、特定精神障害給付金が支払われた方が利用できます

1 開発の背景

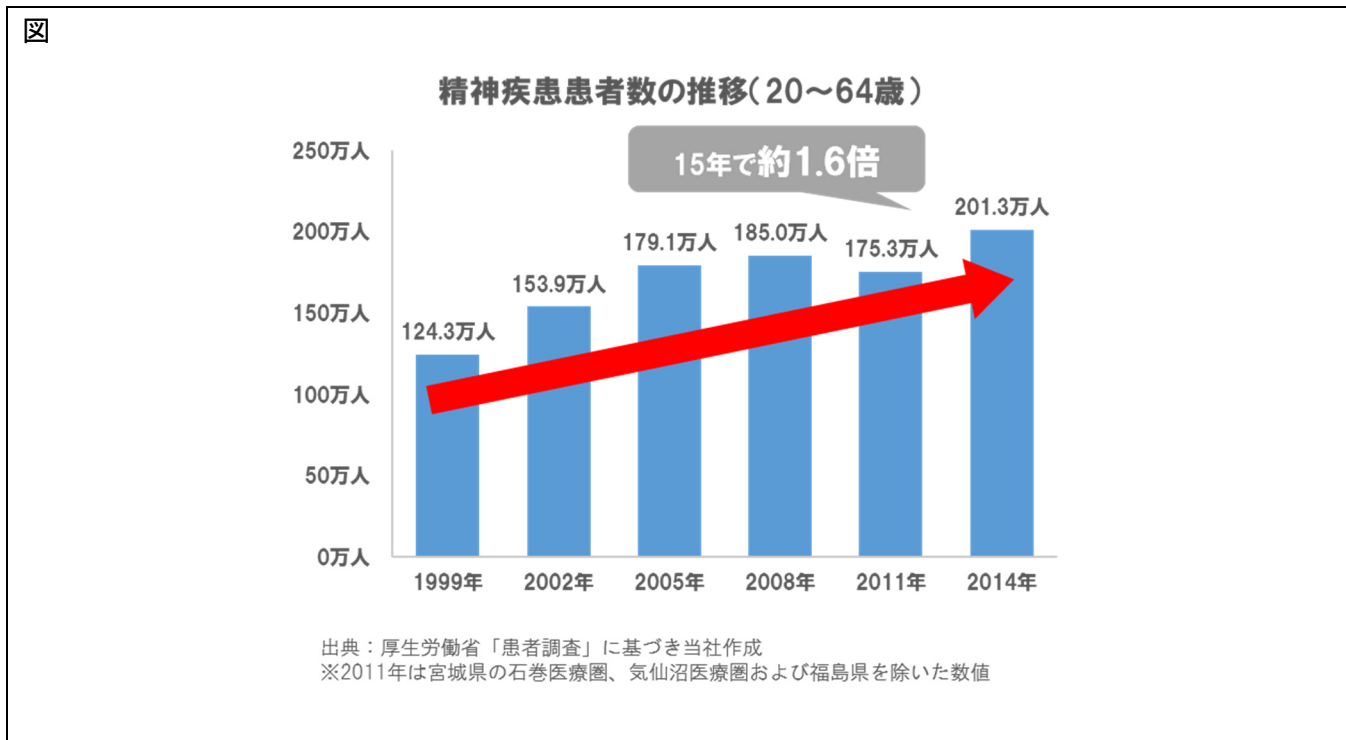
約8割の方が生活資金の備えに不安を感じています

- ・生命保険文化センターの調査によると、世帯主が働けなくなった場合の生活資金に対する経済的な備えについて、「約8割」の方が不安を感じています。
- ・また、必要と考える生活資金は「毎月28.6万円」となっています。



精神疾患患者数は近年大幅に増加しています

- ・厚生労働省の調査によると、精神疾患患者数は15年で「約1.6倍」に増加しています。



こうした状況を背景に、当社は、ケガや病気（所定の精神障害含む）で働けない状態となった場合の生活費をサポートする「団体総合就業不能保障保険」を開発しました。

2 商品の概要

(1) 仕組み図 (イメージ)

※以下の契約および給付事例の場合

特約付加	有 (特定精神障害給付特約、初期支援給付特約)
基準給付金月額	10万円
不支給期間	20日
給付事例	4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰



- ◎ 不支給期間は、20・30・40日のいずれかを選択いただきます。
- ◎ 特定精神障害給付特約を付加する場合は、主契約加入者の全員に対して付加をする必要があります。
- ◎ 初期支援給付特約を付加する場合は、主契約加入者の全員に対しての付加、または任意付加を選択することができます。
- ◎ 就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払いません。

(2) 保障内容

① 主契約

給付金名	支払事由	給付金額
就業不能給付金	<p><第1回> ケガや病気を原因とした就業不能状態が、不支給期間を超えて継続した場合</p> <p><第2回以降> 第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から就業不能状態が継続した場合</p>	<p>基準給付金月額</p> <p>※1つの継続した就業不能状態につき 最大18回 通算36回</p>

② 特定精神障害給付特約

給付金名	支払事由	給付金額
特定精神障害給付金	<p><第1回> 所定の精神障害を原因とした就業不能状態が、不支給期間を超えて継続した場合</p> <p><第2回以降> 第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から就業不能状態が継続した場合</p>	<p>基準給付金月額</p> <p>※1つの継続した就業不能状態につき 最大18回 通算18回</p>

③ 初期支援給付特約

給付金名	支払事由	給付金額
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われる場合	基準給付金月額の2分の1

(3) サービス

従業員等への早期職場復帰の支援を目的に、以下のサービスを付帯しています。

名称	内容
障がい相談サービス	本人・家族等が、身体障がいについて、専門相談員と電話で相談することができます
メンタルヘルスLINE相談サービス	本人が、精神障害に関する悩みについて、専門相談員とLINEアプリを通じて相談することができます

◎メンタルヘルスLINE相談サービスは、特定精神障害給付特約を付加した契約で、特定精神障害給付金が支払われた方が利用できます。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細は、商品発売以降、「ご契約のしおり」・「約款」等をご覧ください。

以上